

条 例	規 則
<p>広島県生活環境の保全等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成二五年十月七日 条例第三十五号</p> <p>広島県生活環境の保全等に関する条例をここに公布する。</p> <p>広島県生活環境の保全等に関する条例</p> <p>広島県公害防止条例(昭和四十六年広島県条例第四十六号)の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第五条)</p> <p>第二章 生活環境の保全等に関する措置</p> <p> 第一節 通則(第六条・第七条)</p> <p> 第二節 大気環境の保全</p> <p> 第一款 ばい煙の排出に関する規制(第八条 第十八条)</p> <p> 第二款 粉じんに関する規制(第十九条 第二十四条)</p> <p> 第三節 水環境の保全</p> <p> 第一款 水質の汚濁に関する規制(第二十五条 第三十五条)</p> <p> 第二款 有害物質の地下浸透の禁止(第三十六条・第三十七条)</p> <p> 第三款 日常生活及び事業活動における水質汚濁の防止(第三十八条・第三十九条)</p> <p> 第四節 土壌環境の保全(第四十条 第四十三条)</p> <p> 第五節 騒音の防止</p> <p> 第一款 騒音関係特定事業場に関する規制(第四十四条 第五十二条)</p> <p> 第二款 特定建設作業に関する規制(第五十三条・第五十四条)</p> <p> 第三款 音響機器等に関する規制(第五十五条 第六十一条)</p> <p> 第六節 悪臭の防止(第六十二条 第七十条)</p> <p> 第七節 自動車排出ガス等の削減(第七十一条 第七十五条)</p> <p> 第八節 化学物質の適正管理(第七十六条・第七十七条)</p> <p> 第九節 資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理</p> <p> 第一款 資源の循環的な利用(第七十八条 第八十四条)</p> <p> 第二款 廃棄物の減量化の促進(第八十五条)</p> <p> 第三款 廃棄物の適正処理の推進(第八十六条 第八十八条)</p> <p> 第十節 その他の生活環境の保全等</p> <p> 第一款 屋外燃焼行為の規制(第八十九条・第九十条)</p> <p> 第二款 事故時の措置(第九十一条 第九十四条)</p> <p> 第三款 環境保全協定等(第九十五条・第九十六条)</p> <p>第三章 地球温暖化の防止(第九十七条 第一百条)</p> <p>第四章 環境教育及び環境学習の推進(第一百一条)</p> <p>第五章 雑則(第一百三十二条 第一百三十六条)</p>	<p>広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成十五年十月七日 規則第六十九号</p> <p>広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則をここに公布する。</p> <p>広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則</p> <p>広島県公害防止条例施行規則(昭和四十七年広島県規則第二号)の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 生活環境の保全等に関する措置</p> <p> 第一節 大気環境の保全</p> <p> 第一款 ばい煙の排出に関する規制(第三条 第十二条)</p> <p> 第二款 粉じんに関する規制(第十三条 第十七条)</p> <p> 第二節 水環境の保全</p> <p> 第一款 水質の汚濁に関する規制(第十八条 第二十六条)</p> <p> 第二款 有害物質の地下浸透の禁止(第二十七条)</p> <p> 第三節 土壌環境の保全(第二十八条 第三十二条)</p> <p> 第四節 騒音の防止</p> <p> 第一款 騒音関係特定事業場に関する規制(第三十四条 第四十条)</p> <p> 第二款 特定建設作業に関する規制(第四十一条 第四十四条)</p> <p> 第三款 音響機器等に関する規制(第四十五条)</p> <p> 第五節 悪臭の防止(第四十六条 第五十二条)</p> <p> 第六節 自動車排出ガス等の削減(第五十三条 第五十八条)</p> <p> 第七節 化学物質の適正管理(第五十九条・第六十条)</p> <p> 第八節 資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理</p> <p> 第一款 資源の循環的な利用(第六十一条 第六十六条)</p> <p> 第二款 廃棄物の減量化の促進(第六十七条 第七十条)</p> <p> 第三款 廃棄物の適正処理の推進(第七十一条)</p> <p> 第九節 その他の生活環境の保全等(第七十二条)</p> <p>第三章 地球温暖化の防止(第七十三条 第七十五条)</p> <p>第四章 雑則(第七十六条 第七十八条)</p> <p>附則</p>

第六章 罰則(第七十條 第七十一條)

附則

第二章 總則

(目的)

第一條 この条例は 人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止及び環境への負荷の低減に關し必要な事項を定めることにより、環境保全政策の総合的推進を図り、もつて現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、良好かつ快適な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第二條 この条例において 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活環境の保全等 人の健康の保護及び良好かつ快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)を保全することをいふ。
- 二 公害 広島県環境基本条例(平成七年広島県条例第三号。以下「環境基本条例」といふ)第一條第二項に規定する公害をいふ。
- 三 環境への負荷 環境基本条例第一條第一項に規定する環境への負荷をいふ。
- 四 ばい煙 次に掲げる物質をいふ。
 - イ 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
 - ロ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電氣の使用に伴い発生するばいじん
 - ハ 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、塩素、ふら素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質(イに掲げるものを除く。)で規則で定めるもの
- 五 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたまり積に伴い発生し、又は飛散する物質をいふ。
- 六 ばい煙関係特定施設 工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大氣の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいふ。
- 七 粉じん関係特定施設 工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大氣の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいふ。
- 八 汚水等関係特定施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廢液を排出する施設で規則で定めるものをいふ。
 - イ カドミウムその他の人の健康に係る被害が生じるおそれがある物質として規則で定める物質(以下「水質関係有害物質」といふ)を含むこと
 - ロ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含む。イに規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に關し、生活環境に係る被害が生じるおそれがある程度のものであること
- 九 騒音関係特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する

第二章 總則

(趣旨)

第一條 この規則は、広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三号以下「条例」といふ)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二條 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第三章 生活環境の保全等に関する措置

第一節 大氣環境の保全

第一款 ばい煙の排出に関する規制

(大氣関係有害物質)

第三條 条例第二條第四号八の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 アンモニア
- 二 ふら素及びその化合物
- 三 シアン及びその化合物
- 四 一酸化炭素
- 五 ホルムアルデヒド
- 六 硫化水素
- 七 塩化水素
- 八 一酸化窒素
- 九 一酸化硫黄
- 十 塩素
- 十一 二硫化炭素
- 十二 フェーノール
- 十三 硫酸(三酸化硫黄を含む。)
- 十四 黄りん
- 十五 鉛及びその化合物
- 十六 アセトアルデヒド

(ばい煙関係特定施設)

第四條 条例第二條第六号の規則で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

- 一 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第一條第一項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 二 電氣事業法(昭和二十九年法律第七十号)第一條第一項第十四号に規定する電氣工作物
- 三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第一條第十一項に規定するガス工作物(硫黄酸化物の規制基準等)

第五條 条例第七條第二項の規則で定める硫黄酸化物の規制基準並びに同項第一号イの規

施設であつて規則で定めるものをいづ。

十 特定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であつて規則で定めるものをいづ。

十一 悪臭関係特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい悪臭を発生する施設であつて規則で定めるものをいづ。

十二 規制基準 次に掲げるものをいづ。

イ ばい煙関係特定施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量又は濃度の許容限度

ロ 汚水等関係特定施設を設置する工場又は事業場(以下「汚水等関係特定事業場」といづ)から公共用水域に排出される水(以下「排水」といづ)の汚染状態(熱によるものを含む。以下同じ)の許容限度

ハ 騒音関係特定施設を設置する工場又は事業場(以下「騒音関係特定事業場」といづ)において発生する騒音の大きさの許容限度

ニ 音響機器(騒音器、拡音器、騒音器、楽器、ラジオ、テレビジョン、電鈴その他)これらに類する機器をいづ。以下同じ)から発生する騒音の大きさの許容限度

ホ 悪臭関係特定施設を設置する工場又は事業場(以下「悪臭関係特定事業場」といづ)において発生する悪臭の許容限度

十三 公共用水域 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百二十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいづ。

十四 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する自動車をいづ。

十五 リサイクル製品 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第一条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品(以下「再生資源等」といづ)を利用することにより、生産又は加工(以下「生産等」といづ)をされる製品をいづ。

十六 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百二十七号)第一条第四項に規定する産業廃棄物をいづ。

十七 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)以下「地球温暖化対策推進法」といづ)第二条第一項に規定する地球温暖化をいづ。(県等の責務)

第三条 県、事業者及び市民は、環境基本条例第二条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

(県の役割)

第四条 県は、生活環境の保全等に関する施策のうち、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村の行う施策の総合調整に当たるものとする。

(事業者に対する援助)

第五条 県は、事業者が行つた生活環境の保全等のための施設の設置又は改善につき必要な金銭上の措置、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。この場合において、中

則で定める地域の区分及び排出口の高さの補正方法は、別表第一のとおりにする。(ばい煙の規制基準)

第六条 条例第七条第一項の規則で定めるばい煙の規制基準は、温度が常温であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の中欄に掲げる施設の種類のごとと同表の上欄に掲げるばい煙の量とする。(大気関係有害物質の規制基準)

第七条 条例第七条第二項の規則で定める大気関係有害物質(大気関係特定有害物質を除く)の規制基準は、温度が常温であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第四の第一欄に掲げる大気関係有害物質の種類及び同表の第二欄に掲げる施設の種類のごとと同表の第四欄に掲げる大気関係有害物質の量とする。(ばい煙関係特定施設の設置等の届出)

第八条 条例第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第八条第二項(条例第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 ばい煙の排出の方法

二 ばい煙関係特定施設及びばい煙処理施設(ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいづ)の設置場所

三 ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要

四 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所(氏名の添付等の届出)

第九条 条例第十三条の規定による届出は、条例第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第二号、ばい煙関係特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第三号による届出書によつてしなければならない。(承継の届出)

第十条 条例第十四条第二項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によつてしなければならない。(届出書の提出部数等)

第十一条 条例第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十二条又は第十四条第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 一以上のばい煙関係特定施設についての届出は、当該一以上のばい煙関係特定施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類(別表第一の項の区分をいづ)が同一である場合に限り、その種類のごとに一の届出書によつて届出をすることができる。

(ばい煙量の測定)

第十二条 条例第十七条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めることによる。

一 硫酸酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が常温であつて、圧力が一気圧の状態に換算し

小企業者に対しては 特別の配慮をするものとする。

第三章 生活環境の保全等に関する措置

第一節 通則

(地域の指定)

第六条 知事は 市町村の区域の全部又は一部を 騒音関係特定事業場において発生する騒音(以下「工場騒音」といふ)及び特定建設作業に伴って発生する騒音並びに音響機器から発生する騒音(以下「音響機器騒音」といふ)について規制する地域として指定するものとする。

2 知事は 前項の規定により地域を指定しようとするときは 公害環境審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し 又は廃止しようとするときも同様とする。

3 知事は 第一項の規定により地域を指定するときは 公示しなければならない。これを変更し 又は廃止するときも 同様とする。

(規制基準)

第七条 知事は 規制基準を定めなければならない。

2 規制基準は 次の各号に掲げる区分に応じ それぞれ当該各号に定める事項について **規則で定める。**

一 ばい煙

イ 第二十条第四号イの硫酸酸化物(以下単に「硫酸酸化物」といふ)に係るばい煙関係特定施設において発生し 排出口(ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいふ。以下同じ。)から大気中に排出される硫酸酸化物の量について 規則で定める地域の区分ごとに排出口の高さを(規則で定める方法により補正を加えたものをいふ。以下同じ。)に応じて定める許容限度

ロ 第二十条第四号ロのばいじん(以下単に「ばいじん」といふ)に係るばい煙関係特定施設において発生し 排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量について 施設の種類及び規模ごとに定める許容限度

ハ 第二十条第四号ハに規定する物質(以下「大気関係有害物質」といふ)(二の大気関係特定有害物質を除く)に係るばい煙関係特定施設において発生し 排出口から大気中に排出される排出物に含まれる大気関係有害物質の量について 大気関係有害物質の種類及び施設の種類の種類ごとに定める許容限度

ニ 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する大気関係有害物質で規則で定めるもの(以下「大気関係特定有害物質」といふ)に係るばい煙関係特定施設において発生し 排出口から大気中に排出される大気関係特定有害物質の量について 大気関係特定有害物質の種類ごとに排出口の高さに応じて定める許容限度

二 排水の汚染状態

イ 水質関係有害物質による汚染状態

排水に含まれる当該物質の量について 当該物質の種類ごとに定める許容限度

ロ その他の汚染状態

て毎時十立方メートル以上のばい煙関係特定施設について 別表第一の付表一の備考第一項に掲げる硫酸酸化物に係るばい煙量の測定法により 一月を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと

一 硫酸酸化物に係るばい煙関係特定施設において使用する燃料の硫酸含有率の測定は 別表第一の付表一の備考第一項第一号に掲げる硫酸含有率の測定法により行うこと。ただし 当該使用する燃料の硫酸含有率が他の方法により確認できるときは この限りでない。

三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は 別表第二の備考第一項及び第二項に掲げる測定法により 一月を超えない作業期間ごとに一回以上(排出ガス量(ばい煙関係特定施設において発生し 排出口から大気中に排出される排出ガス量をいふ。以下各号において同じ。))が毎時四万立方メートル未満のばい煙関係特定施設に係る測定については 年一回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し かつ その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は 当該前年に属する期間を含む))が六月以上のばい煙関係特定施設に係る測定については 年一回以上行うこと

四 大気関係有害物質に係るばい煙濃度の測定は 別表第四の付表に掲げる測定法により 排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙関係特定施設に係る測定については 一月を超えない作業期間ごとに一回以上 排出ガス量が毎時四万立方メートル未満五千立方メートル以上のばい煙関係特定施設に係る測定については 年一回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し かつ その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は 当該前年に属する期間を含む))が六月以上のばい煙関係特定施設に係る測定については 年一回以上行うこと

五 前各号の測定の結果は 別記様式第五号によるばい煙量測定記録表により記録し その記録を三年間保存すること

第一款 粉じんに関する規制

(粉じん関係特定施設)

第十三条 条例第二十条第七号の規則で定める施設は 別表第五の中欄に掲げる施設とし 同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。ただし 第四号各号に掲げる施設を除く。

(粉じん関係特定施設の構造等に関する基準)

第十四条 条例第二十一条第一項の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は 別表第六に掲げるものとする。

(粉じん関係特定施設の設置等の届出)

第十五条 条例第十九条第一項若しくは第二項又は第二十条第一項の規定による届出は 別記様式第六号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第十九条第二項(条例第二十条第二項において準用する場合を含む)の規則で定める書類は 次のとおりとする。

一 粉じん関係特定施設の配置図

二 粉じんを処理し 又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図

三 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類

第三十二条第八号ロに規定する項目について 項目ごとに定める許容限度

三 工場騒音 工場騒音の騒音関係特定事業場の敷地の境界線における大ききについて 昼間 夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める許容限度

四 音響機器騒音 音響機器騒音のその音源からその周辺の建物(現に 人が起居し 又は業務を行っているものに限る)に至る最短距離の位置(移動して行く拡声放送(人声 楽音 シナチ等の音を拡声装置により拡大して放送することをいふ 以下同じ)にあつては その音源から十メートルの位置)における大ききについて 昼間 夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める許容限度

五 悪臭 悪臭関係特定事業場において発生する悪臭の程度について定める許容限度

3 知事は 第一項の規定により規制基準を定めようとするときは 公害環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し 又は廃止しようとするときは 同様とする。

第三節 大気環境の保全

第一款 はい煙の排出に関する規制

(はい煙関係特定施設の設置の届出)

第八条 はい煙を大気中に排出する者は はい煙関係特定施設を設置しようとするときは 規則で定めるところにより 次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 はい煙関係特定施設の種類
- 四 はい煙関係特定施設の構造
- 五 はい煙関係特定施設の使用の方法
- 六 はい煙の処理の方法

2 前項の規定による届出には はい煙関係特定施設において発生し 排出口から大気中に排出される硫酸化合物若しくは大気関係特定有害物質の量(以下「はい煙量」といふ)又ははい煙関係特定施設において発生し 排出口から大気中に排出される排出物に含まれるはいじん若しくは大気関係有害物質(大気関係特定有害物質を除く)の量(以下「はい煙濃度」といふ)及びはい煙の排出の方法その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第九条 一の施設がはい煙関係特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)であつてはい煙を大気中に排出するものは 当該施設がはい煙関係特定施設となつた日から三十日以内に 規則で定めるところにより 前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は 前項の規定による届出について準用する。

(はい煙関係特定施設の構造等の変更の届出)

第十条 第八条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は その届出に係る第八条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは 規則で定めるところにより その届を知事に届け出なければならない。

2 第八条第二項の規定は 前項の規定による届出について準用する。

(準用)

第十六条 第九条及び第十条の規定は 条例第三十二条第一項において準用する条例第十二条及び第十四条第三項の規定による届出について準用する。

第十七条 第十一条の規定は 条例第十九条第一項及び第二項 第二十条第一項並びに第三十二条第一項において準用する条例第十二条及び第十四条第三項の規定による届出について準用する。

第二節 水環境の保全

第一款 水質の汚濁に関する規制

(人の健康に係る被害が生じるおそれがある物質等)

第十八条 条例第三十二条第八号イの規則で定める水質関係有害物質は 次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機りん化合物(シエチルパニトロフェニルチオホスフェイト(別名パニチオン) シメチルパニトロフェニルチオホスフェイト(別名シメチルパニチオン) シメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名シメチルシメト)及びエチルパニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト(別名E.P.N)に限る)

- 四 鉛及びその化合物
- 五 六価クロム化合物
- 六 砒(ひ)素及びその化合物
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 八 ポリ塩化ビフェニル
- 九 トリクロロエチレン
- 十 テトラクロロエチレン
- 十一 シクロロメタン
- 十二 四塩化炭素
- 十三 一・二 シクロロエタン
- 十四 一・一 シクロロエチレン
- 十五 シス 一・二 シクロロエチレン
- 十六 一・一・一 トリクロロエタン
- 十七 一・一・二 トリクロロエタン
- 十八 一・三 シクロロプロペン
- 十九 テトラメチルチオラニジンスルフィド(別名チオラニ)
- 二十 二 クロロ 四・六 ビス(エチルアミン) s トリアジン(別名シズジン)
- 二十一 s 四 クロロベンジル=N・N シエチルチオカルバメート(別名チオベンチル)
- 二十二 ベンゼン
- 二十三 セリン及びその化合物

2 条例第三十二条第八号ロの規則で定める項目は 次に掲げる項目とする。

(計画変更命令)

第十一条 知事は 第八条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において その届出に係るばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙関係特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第八条第一項の規定による届出に係るばい煙関係特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずる事ができる。

(実施の制限)

第十二条 第八条第一項の規定による届出をした者又は第十条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙関係特定施設を設置し、又はその届出に係るばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は 第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮する事ができる。

(氏名の変更等の届出)

第十三条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第八条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙関係特定施設の使用を廃止したときは、その日から二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第十四条 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者からその届出に係るばい煙関係特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ばい煙関係特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者について相続(合併又は分割(その届出に係るばい煙関係特定施設を承継せざるものに限る。))があつたときは、相続人(合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該ばい煙関係特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。)

3 前項の規定により第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から二十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(ばい煙の排出の制限)

第十五条 ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下「ばい煙排出者」といふ。)は、そのばい煙量又はばい煙濃度が当該ばい煙関係特定施設の排出口において規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設がばい煙関係特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙については、当該施設がばい煙関係特定施設となつた日から六ヶ月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。

- 一 水素イオン濃度
- 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- 三 浮遊物質量
- 四 ノルマルケキサノ抽出物質含有量
- 五 フェノール類含有量
- 六 銅含有量
- 七 亜鉛含有量
- 八 溶解性鉄含有量
- 九 溶解性マンガン含有量
- 十 クロム含有量
- 十一 硫酸含有量
- 十二 大腸菌群数
- 十三 温度、外観、透視度及び臭気

(汚水等関係特定施設)

第十九条 条例第二十条第八号の規則で定める施設は、別表第七に掲げる施設とする。(条例第二十一条第一項の規則で定める施設)

第二十条 条例第二十一条第一項(条例第二十二條第一項において準用する場合を含む。)の規則で定める施設は、別表第七の三の項に掲げる施設とする。(排水水の汚染状態に係る規制基準)

第二十一条 条例第七條第二項の規則で定める排水水の汚染状態についての規制基準は、水質関係有害物質による汚染状態にあつては別表第八の中欄に掲げる物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、同項第三号の項目に係る汚染状態にあつては別表第九の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 下水道法(昭和二十三年法律第七十九号)第三十条第七号に規定する排水区域内に所在する汚水等関係特定事業場(別表第七の五の項に掲げる施設を設置するものを除く。)に係る排水水については、当該排水区域の公営下水道に設置された終末処理場に係る放流水の水質基準(下水の処理方法を選定する)以上の終末処理場がある場合にあつては、それぞれの終末処理場に係る放流水の水質基準のうち、最も厳しいものが前項の水質関係有害物質の種類又は項目について同項の規制基準より厳しいものである場合にあつては、同項の規定にかかわらず、その水質基準を当該物質又は項目に係る規制基準とする。(汚水等関係特定施設の設置等の届出)

第二十二条 条例第二十五条、第二十六条又は第二十七条の規定による届出は、別記様式第七号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第二十五条第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 排水水の汚染状態及び量
- 二 用水及び排水の系統

(氏名の変更等の届出)

第二十三条 条例第二十条の規定による届出は、条例第二十五条第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第三号「汚水等関係特定施設の使用の廃止に係る」

(改進黨令案)

第十六条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害が生じると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙関係特定施設の使用の一時停止を命じることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(ばい煙量の測定)

第十七条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙関係特定施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第十八条 知事は、小規模の事業者に対する第十一条又は第十六条第一項の規定の適用に当たっては、当該命令の内容及び特に関し、配慮しなければならない。

第二款 粉じんに関する規制

(粉じん関係特定施設の設置等の届出)

第十九条 粉じん関係特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 粉じん関係特定施設の種類
- 四 粉じん関係特定施設の構造
- 五 粉じん関係特定施設の使用及び管理の方法

2 前項の規定による届出には、粉じん関係特定施設の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第一項又は次条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(経過措置)

第二十条 一の施設が粉じん関係特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)は、当該施設が粉じん関係特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(基準遵守義務)

第二十一条 粉じん関係特定施設を設置している者は、当該粉じん関係特定施設について、規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

2 知事は、前項の規定による粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準を定めようとするときは、広島県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを

する場合にあっては別記様式第三号による届出書によりしなければならない。

(承継の届出)

第二十四条 条例第三十一条第二項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によりしなければならない。

(届出書の提出部数等)

第二十五条 条例第二十五条から第二十七条まで、第三十条又は第三十一条第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一冊を添えてしなければならない。

2 別表第七の五の項に掲げる汚水等関係特定施設に係る条例の規定による届出は、これに相当する水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第五十八号)の規定による届出を併せて提出するものとする。

変更し、又は廃止しようとするときは、同様とする。
(基準適合命令等)

第二十二條 知事は、粉じん関係特定施設を設置している者が前条第一項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん関係特定施設について同項の基準に従つべきことを命じ、又は当該粉じん関係特定施設の使用の一時停止を命ずることが出来る。

(準用)

第二十三條 第十三條及び第十四條の規定は、第十九條第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者について準用する。

2 第十五條第二項の規定は、前条の規定による命令について準用する。

(小規模の事業者に対する配慮)

第二十四條 知事は、小規模の事業者に対する第二十二條の規定の適用に当たっては、当該命令の内容及び特配に配慮しなければならない。

第三節 水環境の保全

第一款 水質の汚濁に関する規制

(汚水等関係特定施設の設置の届出)

第二十五條 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、汚水等関係特定施設を設置しようとするときは、**規則で定めること**により、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 汚水等関係特定施設の種別
- 四 汚水等関係特定施設の構造
- 五 汚水等関係特定施設の使用の方法
- 六 汚水等関係特定施設から排出される汚水又は廃液(以下「汚水等」といふ)の処理の方法
- 七 排水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項

(経過措置)

第二十六條 一の施設が汚水等関係特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む)であつて排水を排出するものは、当該施設が汚水等関係特定施設となつた日から三十日以内に、**規則で定めること**により、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(汚水等関係特定施設の構造等の変更の届出)

第二十七條 第二十五條又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十五條第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、**規則で定めること**により、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第二十八條 知事は、第二十五條又は前条の規定による届出があつた場合において、排水の汚染状態が当該汚水等関係特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいふ)以下回

び)においてその排水に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内限り、その届出をした者に対し、その届出に係る汚水等関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(同条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第二十五條の規定による届出に係る汚水等関係特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることが出来る。

(実施の制限)

第二十九條 第二十五條の規定による届出をした者又は第二十七條の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る汚水等関係特定施設を設置し、又はその届出に係る汚水等関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第二十五條又は第二十七條の規定による届出に係る事項の内容及相違を認めるときは、前項に規定する期間を短縮することが出来る。

(氏名の変更等の届出)

第三十條 第二十五條又は第二十六條の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十五條第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る汚水等関係特定施設の使用を廃止したときは、その日から二十日以内、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第三十一條 第二十五條又は第二十六條の規定による届出をした者からその届出に係る汚水等関係特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該汚水等関係特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第二十五條又は第二十六條の規定による届出をした者について相続(合併又は分割(その届出に係る汚水等関係特定施設を承継せざるものに限る。))があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該汚水等関係特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第二十五條又は第二十六條の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から二十日以内、その旨を知事に届け出なければならない。

(排水水の排出の制限)

第三十二條 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該汚水等関係特定事業場の排水口において規制基準に適合しない排水水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が汚水等関係特定施設となつた際既にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が汚水等関係特定施設となつた日から六月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が汚水等関係特定施設となつた際既に当該工場又は事業場が汚水等関係特定事業場であるときは、この限りでない。

(改善命令等)

第三十三條 知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該汚水等関係特定事業場の

排水口において規制基準に適合しない排水を排出するおそれがあるとき認めるときは、その者に対し、期限を定めて汚水等関係特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は汚水等関係特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命じることができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排水の汚染状態の測定等)

第三十四条 排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 排水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該汚水等関係特定事業場の排水口の位置その他の排水の排出の方法を適切にしなければならない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第三十五条 知事は、小規模の事業者に対する第二十八條又は第三十三條第一項の規定の適用に当たっては、当該命令の内容及び特に配慮しなければならない。

第二款 有害物質の地下浸透の禁止

(有害物質の地下浸透の禁止)

第三十六条 汚水等関係特定施設において水質関係有害物質を製造し、使用し、又は処理する工場若しくは事業場又は特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第五条第一項の規定により、前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出を行った事業所（いずれも水質汚濁防止法第二十条第七項に規定する有害物質使用特定事業場を除く）を設置する者は、規則で定める要件に該当する水質関係有害物質を含む水を地下に浸透させてはならない。

(停止の勧告)

第三十七条 知事は、前条に規定する者が、同条の規定に違反するおそれがあるとき認めるときは、その者に対し、当該水の地下浸透の停止を勧告することができる。

第二款 日常生活及び事業活動における水質汚濁の防止

(日常生活における水質汚濁の防止)

第三十八条 県民は、公共用水域の水質の保全を図るため、日常生活において、調理くず、廃食用油等の適正処理、洗剤の適正使用等に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、県又は市町村が実施する生活排水対策に協力しなければならない。

(事業活動における水質汚濁の防止)

第三十九条 事業者は、公共用水域の水質の保全を図るため、事業活動において、排水による汚濁の負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、県又は市町村が実施する水質の保全に関する施策に協力しなければならない。

第四節 土壌環境の保全

(土地の改変時における改変者の義務)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する行為（以下「土地の改変」といふ。）をしようとする者（以下「土地改変者」といふ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、土地

(排水の汚染状態の測定)

第三十六条 条例第三十四條第一項の規定による排水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

一 当該汚水等関係特定事業場の排水に係る規制基準に定められた事項について、当該規制基準の検定方法により行つて

二 測定の結果は、別記様式第八号による水質測定記録表により記録し、その記録を二年間保存すること

第二款 有害物質の地下浸透の禁止

(水質関係有害物質を含む水の要件)

第三十七条 条例第三十六條の規則で定める要件は、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第六條の二の規定により環境大臣が定める方法により水質関係有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該水質関係有害物質が検出されることとする。

第三節 土壌環境の保全

(土地履歴調査)

第三十八條 条例第四十條第一項の規定による土地履歴調査は次に掲げる事項について行つたものとし、その調査結果の報告は、別記様式第九号によつてしなければならない。

の改変をしようとする土地に係る過去の汚水等関係特定事業場（土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十二号）第二条第一項に規定する特定有害物質（以下「土壤関係特定有害物質」といふ）を取り扱ったことのあるものに限る。）その他の規則で定める工場又は事業場（以下「土壤関係特定事業場」といふ）の設置状況等についての調査（以下「土地履歴調査」といふ）を実施し、その結果を知事に報告しなければならない。

- 一 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の規定により許可を受けなければならない行為（行為に係る面積が千平方メートル以上のものに限る。）
- 二 宅地造成等規制法（昭和二十六年法律第百九十一号）第八条第一項の規定により許可を受けなければならない行為（行為に係る面積が千平方メートル以上のものに限る。）

2 土地改変者は、土地履歴調査の結果、当該土地において過去に土壤関係特定事業場の設置の事実が判明したときは、規則で定めることにより、当該土壤関係特定事業場において過去に取り扱っていた土壤関係特定有害物質について、当該土壤関係特定有害物質の種類ごとに汚染のおそれ最も大きいと認められる地点において、土壤汚染の確認のための調査（以下「土壤汚染確認調査」といふ）を実施し、その結果を知事に届け出なければならない。

3 土地改変者は、土壤汚染確認調査の結果、当該土地の土壤の汚染の状況が規則で定める基準に適合しないことが判明したときは、当該土地改変に着手する日の十四日前までに規則で定めることにより、当該土地の汚染土壤の拡散を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」といふ）を作成し、知事に提出しなければならない。

4 土地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容に従って必要な措置を実施しなければならない。

（勸告）

第四十一条 知事は、土地改変者が前条第一項から第四項までの規定に違反していると認めるときは、その者に対し、同条第一項から第四項までの規定に対する違反を是正するために必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 知事は、土地改変者から提出された汚染拡散防止計画書の内容が、規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該汚染拡散防止計画書を受理した日から十四日以内に限り、土地改変者に対し、当該汚染拡散防止計画書の内容を改善すべきことを勧告することができる。

（違反者の公表）

第四十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

（適用除外）

第四十二条 前三条の規定は、土壤汚染対策法第三条第一項又は第四条の規定による土壤汚染状況調査を実施した土地については、適用しない。

第五節 騒音の防止

第一款 騒音関係特定事業場に関する規制

- 一 土地の改変をしようとする土地における過去の土壤関係特定事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴
 - 二 当該土壤関係特定事業場において製造され、使用され、又は処理されていた土壤関係特定有害物質の種類
 - 三 土壤関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管の状況
- （土壤関係特定事業場）

第二十九条 条例第四十条第一項の規則で定める土壤関係特定事業場は次に掲げるものとする。

- 一 汚水等関係特定事業場（土壤関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限る。）
 - 二 カンリンスタンド
 - 三 射撃場
- （土壤汚染確認調査）

第三十条 条例第四十条第二項の規定による土壤汚染確認調査は、過去に取り扱っていた土壤関係特定有害物質（当該土壤関係特定有害物質が土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第百三十三号）第一条第十四号又は第十六号から第十八号までに掲げる特定有害物質である場合は、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第百十九号）以下この節において「法施行規則」といふ）第一条第一項各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含む。）について、次の各号に掲げる特定有害物質の種類に応じ、当該各号に定める試料の採取及び測定を行うこととする。

一 法施行規則第四十条第二項第一号に規定する第一種特定有害物質 土壤中の気体の採取及び当該気体に含まれる土壤関係特定有害物質の量の測定（以下「土壤ガス調査」といふ）並びに土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する土壤関係特定有害物質の量の測定（以下「土壤溶出量調査」といふ）。ただし、土壤ガス調査の結果、土壤中の気体から土壤関係特定有害物質が検出されない場合は、土壤溶出量調査を行うことを要しない。

二 法施行規則第五十条第一項第一号に規定する第一種特定有害物質 土壤溶出量調査並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる土壤関係特定有害物質の量の測定（以下「土壤含有量調査」といふ）

三 法施行規則第五十条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質 土壤溶出量調査

2 土壤ガス調査の方法は、知事が定める指針（以下「土壤汚染対策指針」といふ）に定める方法により、土壤中の気体の採取を行い、法施行規則第五十条第二項第一号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

3 土壤溶出量調査の方法は、土壤汚染対策指針に定める方法により、土壤の採取を行い、法施行規則第五十条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

4 土壤含有量調査の方法は、土壤汚染対策指針に定める方法により、土壤の採取を行い、法施行規則第五十条第四項第一号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

5 条例第四十条第二項の規定による届出は、別記様式第十号にあってしなければならない。

(規制基準の遵守義務)

第四十四条 第六条第一項の規定により指定された地域(以下「指定地域」といふ)内に騒音関係特定事業場を設置している者は、当該騒音関係特定事業場に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音関係特定施設の設置の届出)

第四十五条 指定地域内において工場又は事業場(騒音関係特定施設が設置されていないものに限る)に騒音関係特定施設を設置しようとする者は、その騒音関係特定施設の設置の工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 騒音関係特定施設の種類の数
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、騒音関係特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第四十六条 一の地域が指定地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に騒音関係特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下「旧」の項において同じ)又は一の施設が騒音関係特定施設となった際現に指定地域内において工場若しくは事業場(その施設以外の騒音関係特定施設が設置されていないものに限る)にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となった日又は当該施設が騒音関係特定施設となった日から三十日以内、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(騒音関係特定施設の数量の変更の届出)

第四十七条 第四十五条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第四十五条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の三十日前までに、規則で定めるところにより、その届出を知事に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第四号に掲げる事項の変更が当該騒音関係特定事業場において発生する騒音の大きさその増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第四十五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更報告)

第四十八条 知事は、第四十五条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る騒音関係特定事業場において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその騒音関係特定事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音関係特定施設の使用の方法若しくは

い。
(土壌の汚染状況に係る基準)

第三十一条 条例第四十条第三項の規則で定める基準は次に掲げるとおりとする。

- 一 土壌溶出量調査に関するものは、法施行規則第十八条第一項に定める基準
- 二 土壌含有量調査に関するものは、法施行規則第十八条第二項に定める基準

(汚染拡散防止計画)

第三十二条 条例第四十条第三項の規定による汚染拡散防止計画書は、土壌汚染対策指針に定めるところにより、次に掲げる事項について作成し、別記様式第十一号によりて提出しなければならない。

- 一 土地の汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止を行う区域
- 三 汚染の拡散防止の方法
- 四 汚染土壌の搬出の有無及び搬出先
- 五 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時期
- 六 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

(汚染拡散防止計画に関する基準)

第三十三条 条例第四十一条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 土地の改変の実施に当たり、汚染土壌又は土壌関係特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講ずること
- 二 土地の改変の実施に当たり、汚染土壌(第三十一条第一号の基準に係るものに限る)が当該土地内の帯水層に接しないこととする
- 三 土地の改変を行った後、土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十二号)第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合、同法以上人の健康に係る被害が生じるおそれがないこととする
- 四 掘削した汚染土壌を土地の改変をしようとする土地の外へ搬出する場合には、法施行規則第三十六条第四号イからハまでに規定する措置を講ずること

第四節 騒音の防止

第一款 騒音関係特定事業場に関する規制

(騒音関係特定施設)

第三十四条 条例第二十条第九号の規則で定める施設は、別表第十の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

- 一 鉱山保安法第一(条第一項)に規定する鉱山に設置される施設
- 二 第四条第二号及び第三号に掲げる施設。ただし、電気設備(電気を使用するために、その使用の場所、同一の構内(発電所又は変電所の構内を除く)に設置する電気工作物の総合体をいふ)のうち電圧一万ボルト未満の機器を除く

(工場騒音の規制基準)

第三十五条 条例第七条第一項の規則で定める工場騒音の規制基準は、別表第十一の上欄に掲げる区域の区分及び同表の中欄に掲げる時間の区分により同表の下欄に掲げるとおり

は配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第四十九条 第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第四十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があったとき又はその届出に係る騒音関係特定事業場に設置する騒音関係特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第五十条 第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る騒音関係特定事業場に設置する騒音関係特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該騒音関係特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る騒音関係特定事業場に設置する騒音関係特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該騒音関係特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内、その旨を知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第五十一条 知事は、指定地域内に設置されている騒音関係特定事業場において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその騒音関係特定事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該騒音関係特定事業場を設置している者に対し、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は騒音関係特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 知事は、第四十八条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかった騒音関係特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音関係特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることが出来る。

3 前二項の規定は、第四十六条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る騒音関係特定事業場については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する騒音関係特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、その者が第四十七条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第五十二条 知事は、小規模の事業者に対する第四十八条又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては、当該勧告又は命令の内容について特に配慮しなければならない。

第二款 特定建設作業に関する規制

とする。

(騒音関係特定施設の設置等の届出)

第三十六条 条例第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出は、別記様式第十一号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第四十五条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 工場又は事業場の事業内容
- 二 常時使用する従業員数
- 三 騒音関係特定施設の型式及び公称能力
- 四 騒音関係特定施設の種類のうち、運転の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第四十五条第一項(条例第四十六条第一項及び第四十七条第一項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、騒音関係特定事業場及びその付近の騒音図とする。(騒音関係特定施設の敷地の変更の届出)

第三十七条 条例第四十七条第一項の規定による届出は、条例第四十五条第一項第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十二号、同項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十四号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第四十五条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る騒音関係特定施設の種類のうち前条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第四十七条第一項ただし書の規則で定める範囲は、条例第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出に係る騒音関係特定施設の種類のうちの数を減少する場合及びその数を当該騒音関係特定施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の一倍以内の数に増加する場合とする。

(氏名の変更等の届出)

第三十八条 条例第四十九条の規定による届出は、条例第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第一号、騒音関係特定事業場に設置する騒音関係特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては別記様式第二号による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第三十九条 条例第五十条第二項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によつてしなければならない。

(届出書の提出部数)

第四十条 条例第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十九条又は第五十条第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一冊を添えてしなければならない。

第二款 特定建設作業に関する規制

(特定建設作業)

(特定建設作業の実施の届出)

第五十二條 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行つて必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の場所及び実施の期間
- 四 騒音の防止の方法
- 五 その他規則で定める事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第五十四條 知事は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間帯の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めてその事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべしことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないうて特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 知事は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前項の規定による勧告又は命令を行つたときは、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

4 知事は、第一項の規定による指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音に係る時間(作業時間帯を含む)の区分及び区域の区分ごとの基準を定めようとするときは、広域環境審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第二款 音響機器騒音に関する規制

(音響機器騒音)

第五十五條 何人も、指定地域内においては、規制基準を超える音響機器騒音を発生してはならない。

(学校等の周辺における騒音)

第五十六條 何人も、学校、図書館、児童福祉施設又は病院その他の医療施設の周辺において、その教員、利用、保育又は医療に支障がある騒音(指定地域内に設置されている騒音関係特定事業場において発生する騒音、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つ

第四十一條 条例第二十三条第十号の規則で定める作業は、別表第十一に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの及び騒音規制法(昭和四十二年法律第九十八号)第一二条第二項に規定する特定建設作業であつて同法第二十三条第一項の規定により指定された地域内において行われるものを除く。

(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準)

第四十二條 条例第五十四條第一項の規則で定める基準は、別表第十二に掲げるとおりとする。

(特定建設作業の実施の届出)

第四十三條 条例第五十二條第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第十五号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第五十二條第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 特定建設作業の種類
- 三 特定建設作業に使用される別表第十一に規定する機械の名称、型式及び仕様
- 四 特定建設作業の開始及び終了の時刻
- 五 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 六 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第五十二條第三項の規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものである。

(準用)

第四十四條 第四十條の規定は、条例第五十二條第一項及び第二項の規定による届出について準用する。

第二款 音響機器騒音に関する規制

(音響機器騒音の規制基準)

第四十五條 条例第七條第一項の規則で定める音響機器騒音の規制基準は、別表第十四の上欄に掲げる区域の区分及び同表の中欄に掲げる時間の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

て発生する騒音及び指定地域内において取り扱われる音響機器から発生する騒音を除く
次条において同じ。)を禁じてはならない。

(深夜騒音)

第五十七条 何人も 午後十一時から午前五時までの間は 屋内 屋外のいずれから発する
場合においても 近隣の家屋内における他人の睡眠を著しく妨げる騒音を発してはならな
い。

(適用除外)

第五十八条 前三条の規定は 次の各号のいずれかに該当する場合には 適用しない。

- 一 法令により認められた事項のためとするとき
- 二 広報その他で公共のためとするとき
- 三 時報(午後十一時から午前五時までの間に報じるものを除く。)のためとするとき
- 四 祭礼 盆踊りその他社会生活において相習と認められる一時的行事のためとする
とき

(拡音放送に関する規制)

第五十九条 拡音放送により 屋外に向け、又は屋外で営業宣伝を行つ者は 次の事項を遵
守しなければならない。

- 一 五月から八月までの間においては午後九時から午前七時まで、その他の期間において
は午後八時から午前七時までの間は放送しないこと
- 二 継続して放送する場合は、移動して行く場合を除き、一時間につき四十五分を超えて
放送しないこと
- 三 五十メートル以内の距離で異なる放送を同時に行わないこと
- 四 地上八メートル以上の高さから放送しないこと

(風俗営業等の営業者に関する規制)

第六十条 風俗営業 興行場営業又は飲食店営業の営業者は、営業のため、音響機器音を直
接屋外に向けて発してはならない。

(停止等の勧告及び停止等の命令)

第六十一条 知事は、第五十五条から第五十七条まで、第五十九条又は前条の規定に違反す
る者があると認めるときは、その者に対し、当該違反行為の停止その他必要な措置を執る
べきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、違反行為の停
止その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第六節 悪臭の防止

(規制基準の遵守義務)

第六十二条 悪臭関係特定事業場を設置している者は、当該悪臭関係特定事業場に係る規制
基準を遵守しなければならない。

(悪臭関係特定施設の設置の届出)

第六十三条 工場又は事業場(悪臭関係特定施設が設置されていないものに限る。)に悪臭関
係特定施設を設置しようとする者は、その悪臭関係特定施設の設置の工事の開始の日の三
十日前までに、規則で定めることにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

第五節 悪臭の防止

(悪臭関係特定施設)

第四十六条 条例第二十三条第十一号の規則で定める施設は、別表第十五の中欄に掲げる施設と
し、同表の下欄に掲げる施設又は能力については、その規模又は能力が
それぞれ同欄に該当するものに限るものとする。

(悪臭の規制基準)

第四十七条 条例第七十三条第一項の規則で定める悪臭の規制基準は、臭気か悪臭関係特定事業
場の周辺の多数の住民に対し、著しい不快感を与えると認められる程度とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 悪臭関係特定施設の種類の数
- 四 悪臭関係特定施設の構造
- 五 悪臭関係特定施設の使用の方法
- 六 悪臭の防止の方法
- 七 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、悪臭関係特定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第六十四条 一の施設が悪臭関係特定施設となった際現に工場又は事業場(その施設以外の悪臭関係特定施設が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が悪臭関係特定施設となった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(悪臭関係特定施設の数の変更の届出)

第六十五条 第六十二条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六十二条第一項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日から三十日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項第三号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第四号から第六号までに掲げる事項の変更が当該悪臭関係特定事業場において発生する悪臭の増加を伴わない場合は、この限りでない。

2 第六十二条第一項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第六十六条 知事は、第六十二条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る悪臭関係特定事業場において発生する悪臭が規制基準に適合しないことによりその悪臭関係特定事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭関係特定施設の構造、使用の方法若しくは配置又は悪臭の防止の方法に関する計画を変更せよことを勧告することができる。

(氏名の変更等の届出)

第六十七条 第六十二条第一項又は第六十四条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第六十二条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る悪臭関係特定事業場に設置する悪臭関係特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第六十八条 第六十二条第一項又は第六十四条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る悪臭関係特定事業場に設置する悪臭関係特定施設のすべてを譲り受け、又は借

(悪臭関係特定施設の設置等の届出)

第四十八条 条例第六十二条第一項又は第六十四条第一項の規定による届出は、別記様式第十六号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第六十二条第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 工場又は事業場の事業内容
- 二 常時使用する従業員数
- 三 悪臭関係特定施設の型式及び公称能力並びに家畜の収容施設にあつては、その収容頭数
- 四 悪臭関係特定施設の種類の通算の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第六十二条第一項(条例第六十四条第一項及び第六十五条第一項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、悪臭関係特定事業場及びその付近の図取図とする。

(悪臭関係特定施設の数の変更の届出)

第四十九条 条例第六十五条第一項の規定による届出は、条例第六十二条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十七号、同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十八号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第六十五条第一項ただし書の規則で定める範囲は、条例第六十二条第一項、第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定による届出に係る悪臭関係特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を当該悪臭関係特定施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の一割以内の数に増加する場合とする。

(氏名の変更等の届出)

第五十条 条例第六十七条の規定による届出は、条例第六十二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第一号、悪臭関係特定事業場に設置する悪臭関係特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては別記様式第二号による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第五十一条 条例第六十八条第二項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によつてしなければならない。

(届出書の提出回数)

第五十二条 条例第六十二条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十七条又は第六十八条第二項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一冊を添えてしなければならない。

り受けた者は 当該悪臭関係特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第六十二條第一項又は第六十四條第一項の規定による届出をした者について相続（合併又は分割その届出に係る悪臭関係特定事業場に設置する悪臭関係特定施設のすべてを承継せざるものに限る。）があつたときは 相続人（合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該悪臭関係特定施設のすべてを承継した法人は 当該届出をした者の地位を承継する）

3 前二項の規定により第六十二條第一項又は第六十四條第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は その承継があつた日から三十日以内に その旨を知事に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第六十九條 知事は 悪臭関係特定事業場において発生する悪臭が規制基準に適合しないことによりその悪臭関係特定事業場の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは 当該悪臭関係特定事業場を設置している者に対し 期限を定めて その事態を除去するために必要な限度において 悪臭関係特定施設の構造 使用の方法若しくは配置を変更し 又は悪臭の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 知事は 第六十六條の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで悪臭関係特定施設を設置しているとき 又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは 期限を定めて 同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において 悪臭関係特定施設の構造 使用の方法若しくは配置を変更し 又は悪臭の防止の方法を改善すべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は 第六十四條第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る悪臭関係特定事業場については 同項に規定する悪臭関係特定施設となつた日から三年間は 適用しない。ただし その者が第六十五條第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは この限りでない。

(小規模の事業者に対する配慮)

第七十條 知事は 小規模の事業者に対する第六十六條又は前条第一項若しくは第二項の規定の適用に当たっては 当該勧告又は命令の内容及びについて特に配慮しなければならない。

第七節 自動車排出ガス等の削減

(自動車使用者等の責務)

第七十一條 何人も 自動車及び道路運送車両法第二條第三項に規定する原動機付自転車（以下「自動車等」といふ。）を購入し 又は使用するとき 大気汚染防止法第二條第十項に規定する自動車排出ガスを排出しないが 又は自動車排出ガスの排出量が相当程度少ない自動車等 騒音の発生が相当程度少ない自動車等その他の環境への負荷が少ない自動車等（以下「低公害車等」といふ。）を購入し 又は使用するよう努めなければならない。

2 何人も 自動車等を使用し 又は運転しようとするときは 適正な点検及び整備に努めるとともに 急発進及び急加速をしないなどの自動車等の燃料使用の低減に資する運転の実施並びに自動車等の相乗り及び共同利用の実施等に努めなければならない。

(自動車等の駐車時における原動機の停止)

第六節 自動車排出ガス等の削減

(駐車場の規模)

第五十二條 条例第七十二條の規則で定める規模は 次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 自動車（駐車場法（昭和三十一年法律第百六号）第二條第四号に規定する自動車をいふ。以下この条において同じ。）の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの
- 二 自動車の収容能力が四十台以上のもの

(自動車使用台数)

第五十四條 条例第七十四條第一項の規則で定める台数は 五十台とする。

(自動車使用合理化計画書)

第五十五條 条例第七十四條第一項の規定による自動車使用合理化計画書は 次に掲げるものとする。

第七十一条 自動車等の運転をする者は、自動車等の駐車（自動車等が車庫等への保管、客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）又は自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をする者がその自動車等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいふ。以下同じ。）をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならない。ただし、緊急自動車等を緊急用務に使用している場合その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

（駐車場管理者等の責務）

第七十二条 規則で定める規模以上の駐車場を設置し、又は管理する者は、当該駐車場を利用する者に対して、看板、放送、書面等により、駐車時は自動車の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。

（自動車使用合理化計画書の作成等）

第七十四条 県内の事業所において規則で定める台数以上の自動車（道路運送車両法第三条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいふ。以下この条において同じ。）を使用する事業者（以下この条において「特定事業者」といふ。）は、規則で定めることにより、自動車の使用合理化、低公害車等の導入その他の自動車の使用に伴う環境への負荷低減のための事項を定めた計画書（以下「自動車使用合理化計画書」といふ。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、作成した自動車使用合理化計画書を、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

3 特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づき環境への負荷の低減に努めなければならない。

4 特定事業者は、自動車使用合理化計画書に基づいて実施した措置等を記載した書面等を規則で定めることにより、事業所への備付けによる閲覧その他の方法により、公表しなければならない。

（自動車販売者の責務）

第七十五条 自動車（道路運送車両法第三条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪の小型自動車及び軽自動車を除く。）をいふ。以下この条において同じ。）の販売を業とする者は、事業所として、その販売する新車（過去に道路運送車両法第五十八条の自動車検査証の交付を受けていない自動車をいふ。以下同じ。）の窒素酸化物の量その他の規則で定める環境への負荷に関する項目の情報（以下「環境情報」といふ。）を記載した書面等を備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対して、当該書面等を交付し、当該新車に関する環境情報について説明しなければならない。

第八節 化学物質の適正管理

（化学物質の適正管理）

第七十六条 化学物質（放射性物質を除く。以下同じ。）を取り扱う事業者は、化学物質による環境の汚染を防止するため、化学物質の管理体制を整備し、適正な管理を行うよう努めなければならない。

（化学物質自主管理計画書の作成等）

しるにより作成するものとする。

一 次に掲げる事項について記載するものであること。

- イ 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項
- ロ ディーゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項
- ハ 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項
- ニ 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項
- ホ 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項

二 計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定め、当該計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うものであること。

（自動車使用合理化計画書の公表の方法）

第五十六条 条例第七十四条第一項の規則で定める公表は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

（実施した措置の公表）

第五十七条 条例第七十四条第四項の規定による公表は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法により、その前年度分の実績について、毎年六月三十日までに行的こととする。

（環境への負荷に関する項目）

第五十八条 条例第七十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は次に掲げる項目とする。

- 一 窒素酸化物の量
- 二 一酸化炭素の量
- 三 炭化水素の量（天然ガス自動車については、非メタン炭化水素の量に代えることができる。）
- 四 粒子状物質の量（軽油を燃料とする自動車に限る。）
- 五 黒煙の量（軽油を燃料とする自動車に限る。）
- 六 加速走行騒音の大きさ
- 七 燃料の種類及び燃料消費率
- 八 その他の環境負荷に関する項目

第七節 化学物質の適正管理

（化学物質自主管理計画書）

第五十九条 条例第七十七条第一項の規定による化学物質自主管理計画書は、次に掲げるしるにより作成するものとする。

一 次に掲げる事項について記載するものであること。

- イ 化学物質管理の方針

第七十七条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
第二十条第五項に規定する第一種特定化学物質等取扱事業者(以下「第一種特定化学物質等
取扱事業者」といふ)は、同法第二十条第一項に規定する指針に留意し、規則で定めるこ
とにより、化学物質の管理の改善を図るための管理方針その他の化学物質を適正に管理
するための事項を定めた計画書(以下「化学物質自主管理計画書」といふ)を作成しな
なければならない。

2 第一種特定化学物質等取扱事業者は、作成した化学物質自主管理計画書を、事業所への
備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

第九節 資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理

第一款 資源の循環的な利用

(リサイクル製品の率先使用等)

第七十八条 県は、県の行う事業又は事務において、リサイクル製品を率先して使用し、又
は購入するよう努めるものとする。

2 事業者及び県民は、事業活動又は日常生活において、リサイクル製品の使用又は購入に
努めるものとする。

(リサイクル製品の登録)

第七十九条 知事は、県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化の促進のため
次項の要件を満たすリサイクル製品の登録制度を設けるものとする。

2 知事は、リサイクル製品の生産等をしている者の申請に基づき、当該リサイクル製品が
その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等される製品であること
その他の規則で定める要件を満たすときは、当該リサイクル製品を登録するものとする。

第八十条 前条の規定による登録(以下「登録」といふ)を受けようとする者は、規則で
定めることにより、知事に申請しなければならない。

2 登録の有効期間は、三年を超えない範囲内で規則で定める期間とする。

3 前項の規定は、同項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行
った者が再度同一のリサイクル製品について、同項の規定による申請を行うことを妨げ
るものではない。

4 知事は、登録をしたときは、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

5 知事は、第一項の規定による申請があつたリサイクル製品が規則で定める要件を満たさ
ないと認めるときは、理由を付して申請者にその旨を通知するものとする。

(登録の表示)

第八十一条 登録を受けたりサイクル製品(以下「登録りサイクル製品」といふ)の生産
等をする者は、規則で定めることにより、当該リサイクル製品に登録を受けた旨の表
示をする必要がある。

2 何人も、登録りサイクル製品以外の製品に、登録を受けた旨の表示をしてはならない。
(変更の届出等)

第八十二条 登録りサイクル製品の生産等をする者は、当該登録りサイクル製品につき第八
十条第一項の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、規則で定めることによ
り、当該変更が生じた日の翌日から起算して二十日以内に、その旨を知事に届け出なけれ

- ロ 社内の化学物質管理体制
- ハ 化学物質の排出量等削減目標及びその達成措置
- ニ 従業員の化学物質の教育・訓練に係る事項
- ホ 化学物質に関する住民との相互理解に係る事項
- ク 化学物質に係る事故時の措置
- コ その他化学物質の適正管理に必要な事項

1 計画の対象期間は、第一種特定化学物質等取扱事業者が適切と認める複数年の年次計
画として定め、当該計画期間が満了したとき、又は計画の内容及び内容を大幅に変更する必要が
生じたときは、計画の改定を行うものであること。
(公表の方法)

第六十条 条例第七十七条第一項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告
書の書面への掲載その他の第一種特定化学物質等取扱事業者が適切と認める方法とす
る。

第八節 資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理

第一款 資源の循環的な利用

(登録要件)

第六十一条 条例第七十九条第一項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 県内で生産等されるリサイクル製品であること
- 二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等されるリサイクル
製品であること
- 三 申請時において既に県内で販売されているリサイクル製品であること
- 四 当該リサイクル製品の使用又は購入を推奨するものが県内における資源の循環的な
利用及び廃棄物の減量化等のために適当であると認められること
- 五 その他知事が別に定める基準を満たしていること

(登録の申請)

第六十二条 条例第八十条第一項の規定による申請は、別記様式第十九号によりしなけれ
ばならない。

(登録の有効期間)

第六十三条 条例第八十条第一項の規則で定める期間は、三年間とする。

(登録の表示)

第六十四条 条例第八十一条の規定による表示は、「**広島県登録リサイクル製品**」の文字の
表示により行うものとする。

(変更の届出等)

第六十五条 条例第八十二条の規定による届出は、別記様式第二十号によりしなけれ
ばならない。

(軽微な変更)

第六十六条 条例第八十二条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外
のものとする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ばならない。ただし **規則で定める軽微なもの**を除く
(登録の取消し等)

第八十二條 知事は登録リサイクル製品の生産等をする者が正当な事由がなく登録リサイクル製品の生産等をしなくなつたとき、又は登録リサイクル製品が**規則で定める要件**を満たさなくなつたと認めるとき、若しくは偽りその他不正の行為により登録をされたことを認めるときは、当該登録を取り消さなければならない。

2 知事は登録リサイクル製品の生産等をする者が正当な事由がなく前条の規定による届出をしないときは、当該登録を取り消すことができる。

3 知事は前二項の規定により登録を取り消したときは、登録リサイクル製品について第八十條第一項の申請をした者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(使用状況等の公表)

第八十四條 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における登録リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。

第二款 廃棄物の減量化の促進

(産業廃棄物処理計画書の作成等)

第八十五條 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生じる事業場を県内に設置している事業者として**規則で定めるもの**(以下「多量排出事業者」といふ)は、**規則で定めるところにより**、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書(以下「産業廃棄物処理計画書」といふ)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、産業廃棄物処理計画書に基づいて実施した措置等の状況について**規則で定めるところ**により、報告書(以下「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」といふ)を作成し、知事に提出しなければならない。

3 知事は、産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書について、**規則で定めるところ**により、公表するものとする。

第三款 廃棄物の適正処理の推進

(事業者の責務)

第八十六條 事業者は、産業廃棄物の処理を委託しようとするときは、受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法その他の**規則で定める方法**により、受託者が当該産業廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければならない。

(産業廃棄物の処理に関する情報の提供)

第八十七條 産業廃棄物の処理を業として行つ者は、自己の産業廃棄物の処理に関する情報の公開に努めなければならない。

2 知事は、産業廃棄物の処理を業として行つ者の産業廃棄物の処理に関する情報の提供に努めるものとする。

(勧告)

第八十八條 知事は、第八十六條の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

第十節 その他の生活環境の保全等

第一款 屋外燃焼行為の規制

- 一 品目名
- 二 製品名
- 三 製造加工場の所在地及び名称
- 四 製品の原材料となる再生資源等の状況
- 五 第六十一條第五号の規定により知事が別に定める基準への適合状況

第二款 廃棄物の減量化の促進

(多量排出事業者)

第六十七條 条例第八十五條第一項の規則で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が五百トン以上である事業場を設置している事業者とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百号)第六條の三に規定する事業者を除く。
(産業廃棄物処理計画書)

第六十八條 条例第八十五條第一項の産業廃棄物処理計画書は、次に掲げる事項に従い作成し、別記様式第二十一号を添えて、当該年度の六月二十日までに提出するものとする。

- 一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載するものであること
- 二 次に掲げる事項を定めるものであること

- イ 計画期間
- ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
- ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- ニ 産業廃棄物の分別に関する事項
- ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項
- ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項

(産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

第六十九條 条例第八十五條第二項の産業廃棄物処理計画実施状況報告書は、別記様式第二十一号により作成し、翌年度の六月二十日までに提出するものとする。

(公表)

第七十條 条例第八十五條第三項の規定による公表は、同条第一項の産業廃棄物処理計画書及び同条第二項の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の内容を一年間公表の縦覧に供することにより行つものとする。

(屋外燃焼行為の禁止)

第八十九条 何人もプラスチック類、ゴムその他の燃焼に伴って著しくダイオキシン類、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいづ(以下同じ)、ばい煙又は悪臭を発生する物質であつて規則で定めるものを屋外において燃焼させてはならない。ただし、地域的慣習による催しに伴い燃焼せざる場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

(停止等の勧告及び停止等の命令)

第九十条 知事は、前条の規定に違反する者があるとして認めるときは、その者に対し、違反行為の停止その他必要な措置を執るべきことを勧告する事ができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、違反行為の停止その他必要な措置を執るべきことを命ずることが出来る。

第三款 事故時の措置

(大気関係事故時の応急措置等)

第九十一条 ばい煙関係特定施設を設置している者は、ばい煙関係特定施設について故障、破壊その他の事故が発生し、ばい煙又はダイオキシン類が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。

(水質関係事故時の応急措置等)

第九十二条 汚水等関係特定事業場を設置している者は、当該汚水等関係特定事業場において、汚水等関係特定施設の故障、破壊その他の事故が発生し、水質関係有害物質若しくは油(水質汚濁防止法第二条第四項に規定する重油その他の政令で定める油をいづ(以下同じ))を含む水又はダイオキシン類が当該汚水等関係特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。ただし、水質汚濁防止法第十四条の二第一項の規定による届出をする場合は、この限りでない。

(化学物質取扱事業者の事故時の応急措置等)

第九十三条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第一項の規定により前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関する届出を行った事業場を設置している者は、当該事業場において、施設の故障、破壊その他の事故が発生し、ばい煙若しくはダイオキシン類が大気中に多量に排出され、又は水質関係有害物質若しくは油を含む水若しくはダイオキシン類が当該事業場から公共用水域に排出され、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければならない。

第三款 廃棄物の適正処理の推進

(能力の確認方法)

第七十一条 条例第八十六条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- 一 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法
- 二 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を实地に調査する方法
- 三 その他前二号と同様以上に受託者の能力を確認できる方法

第九節 その他の生活環境の保全等

(屋外燃焼行為を禁止する物質等)

第七十二条 条例第八十九条の規則で定める物質は、次に掲げる物であつて廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百二十七号)第二条第一項に規定する廃棄物に該当しないものとする。

- 一 プラスチック類
- 二 ゴム
- 三 油
- 四 木
- 五 紙
- 六 繊維
- 七 皮革

2 条例第八十九条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合であつてダイオキシン類、ばい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼せしめるときとする。

- 一 地域的慣習による催し、宗教上の儀式・行事、消防防災訓練その他社会生活において相対し認められる場合において燃焼せざる場合
- 二 農作物の凍害防止等災害による被害を防止するために燃焼せざる場合
- 三 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼設備内と外気が接する箇所なく燃焼せざる事ができ、かつ、燃焼に必要な量の空気の運風が行われる燃焼設備で燃焼せざる場合

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況及び講じた措置の概要を知事に報告しなければならない。ただし、第九十一条第二項若しくは前条第二項の規定による報告又は同項ただし書の届出をする場合は、この限りでない。

(勸告)

第九十四条 知事は、前三条の規定に違反している者に対して、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

第三款 環境保全協定等

(環境保全への協力)

第九十五条 事業者は、その責任において行つて人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止に関する措置と相まって人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止に資するよう工場又は事業場の敷地内における緑化に努めるとともに、国、県又は市町村が行つて緑地の保全、緩衝地帯の設置等の事業に協力しなければならない。

(環境保全協定)

第九十六条 事業者は、知事が工場又は事業場の規模、業態等の特殊性及び当該工場又は事業場が立地し、又は立地しようとする地域の環境を考慮して、当該地域における住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するために必要があると認めて生活環境の保全等に関する協定の締結について協議を求めたときは、誠意をもってこれに応じ、当該協定が成立したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

第三章 地球温暖化の防止

(地球温暖化の防止の推進)

第九十七条 県は、地球温暖化を防止するため、国、市町村及び地球温暖化対策推進法第十四条第一項の規定により指定された広島県地球温暖化防止活動推進センター等との役割分担と連携の下、効果的な対策を実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が行つて地球温暖化の防止に関する対策を支援し、及び事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体が行つて地球温暖化の防止に関する活動の促進を図るため、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(地球温暖化の防止に関する総合的な計画)

第九十八条 県は、温室効果ガス(地球温暖化対策推進法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいふ。以下同じ)の排出の抑制並びに植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に関する総合的な計画を策定し、推進するものとする。

(温室効果ガスの排出抑制)

第九十九条 事業者及び県民は、前条に規定する地球温暖化の防止に関する総合的な計画の定めるところに留意しつつ、その事業活動又は日常生活において、省エネルギー、省資源の推進等温室効果ガスの排出の抑制等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む)を講じるよう努めるとともに、県又は市町村が実施する温室効果ガスの排出の抑制等のための施策に協力しなければならない。

(温室効果ガス削減計画書の作成等)

第一百条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所として規則で定めるものを設置する者(以下この条及び次条において「特定事業者」といふ)は、規則で定めるところに

第三章 地球温暖化の防止

(事業所の範囲)

第七十二条 条例第五百条第一項の規則で定める事業所は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第六条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場とする。ただし、国及び地方公共団体の設置するものを除く。

(温室効果ガス削減計画書)

第七十四条 条例第五百条第一項の規定による温室効果ガス削減計画書は、次に掲げる事項により作成し、第一種エネルギー管理指定工場に指定された日から起算して一年以内に別記様式第二十二号により提出するものとする。

1 次に掲げる事項について記載するものとする。

- イ 事業の概要
- ロ 計画期間
- ハ 計画の基本的な方向
- ニ 温室効果ガスの排出状況
- ホ 温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標
- ヘ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組
- ト 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法

1-1 計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定めること。

2 計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うとともに、速やかに改定後の温室効果ガス削減計画書を知事に提出するものとする。

より、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書(以下「温室効果ガス削減計画書」といふ)を、知事が定める指針(以下「温室効果ガス削減指針」といふ)に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書を作成したときは、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

3 特定事業者は、温室効果ガス削減計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

4 知事は、必要と認めるときは、特定事業者に対し、温室効果ガス削減計画書に基づいて実施した措置等についての報告を求めることができる。

5 知事は、温室効果ガス削減指針を策定し、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(勸告)

第百一条 知事は、特定事業者が温室効果ガス削減計画書を提出しなかつたとき、又は公表しなかつたときは、必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

第四章 環境教育及び環境学習の推進

(環境教育及び環境学習の推進)

第百二条 県は、市町村と連携し、事業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体が自主的に行う生活環境の保全に関する活動が促進されるように、知事が定める環境学習に関する方針に基づいて、指導者の育成、情報の提供等環境に関する教育及び学習を推進するものとする。

2 事業者、県民及びこれらの者の組織する民間の団体は、生活環境の保全に関する理解を深めるとともに、自主的な活動に積極的に取り組むように努めるものとする。

第五章 雑則

(勸告)

第百三条 知事は、第三十七条、第四十一条、第四十八条、第五十一条第一項、第五十四条第一項、第六十一条第一項、第六十六条、第六十九条第一項、第八十八条、第九十条第一項、第九十四条及び第百一条に規定するほか、公害が現に発生し、又は発生するおそれがあるとき、その公害を現に発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止について必要な措置を執るべきことを勧告することができる。

(報告及び検査)

第百四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙関係特定施設、粉じん関係特定施設、汚水等関係特定施設、騒音関係特定施設若しくは悪臭関係特定施設(以下「特定施設」と総称する)を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施す者に対し、特定施設の状況、特定施設の事故の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の工場若しくは事業場、特定建設作業を伴う建設工事を施す者の建設工事の場所若しくは第一、第三章第五節第三款若しくは第十節第一款に規定する規制措置に係る行為が行われている場所に立ち入り、帳簿書類、特定施設その他の物件を検査させることができる。

とする。

(公表の方法)

第七十五条 条例第百条第一項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

第四章 雑則

(受理書)

第七十六条 知事は、条例第八十条第一項、第九十条第一項、第十一条第一項、第二十五条、第二十七条、第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の届出を受理したときは、別記様式第一、十四号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第七十七条 条例第百四条第一項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第一、十五号のものとする。

(計画書の提出部数)

第七十八条 第十一条第一項、第二十五条第一項、第四十条及び第五十一条に定めるもののほか、条例及びこの規則の規定により知事に提出する報告書、届出書、計画書、申請書その他の書類の提出部数は、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条、第五十八条及び第六十七條から第七十一条までの規定 平成十六年四月一日

二 第二十八條から第三十三條まで、第五十二條から第五十七條まで、第五十九條、第六十條及び第七十二條から第七十五條まで並びに次項の規定 平成十六年十月一日

(経過措置)

2 平成十六年十月一日現在においてその事業所が第一種エネルギー管理指定場所に指定されている特定事業者については、第七十四条第一項中「第一種エネルギー管理指定場所に指定された日から起算して一年以内」とあるのは、「平成十七年九月二十日まで」と読み替えるものとする。

3 この規則による改正前の広島県公害防止条例施行規則の様式により作成された届出書その他の用紙は、改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の様式により作成された届出書その他の用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

(広島県行政組織規則の一部改正)

4 広島県行政組織規則(昭和二十九年広島規則第十八号)の一部を次のように改正する。
第九条第三項環境創造総室の部環境政策室の項第十四号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第二十五号)に関すること(地球温暖化の防止に係るものに限る。)

第九条第三項環境創造総室の部環境政策室の項第一号中「公害防止協定」を「環境保全

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(適用除外)

第百五条 人の健康若しくは生活環境に係る環境の保全上の支障の防止又は環境への負荷の低減のための措置について、市町村の条例により、この条例に定める措置と同等以上の措置を講じることとなるように定めている場合は、当該市町村の区域においては、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない。
(規則への委任)

第百六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

第百七条 第十一條、第十六條第一項、第二十八條、第三十三條第一項、第五十一條第二項又は第六十九條第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五條第一項又は第三十二條第一項の規定に違反した者
- 二 第三十二條又は第九十條第一項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、二月以下の懲罰(二)又は十万円以下の罰金に処する。

第百九条 第八條第一項、第十條第一項、第二十五條又は第三十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九條第一項、第十九條第一項若しくは第三項、第二十条第一項、第二十六條、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十七條第一項、第五十二條第一項、第六十三條第一項、第六十四條第一項又は第六十五條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二條第一項又は第二十九條第一項の規定に違反した者
- 三 第五十四條第二項又は第六十一條第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第百四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒む、妨げ、若しくは回避した者

第百十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

協定」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 広島県生活環境の保全等に関する条例に関するし(環境政策等、循環型社会推進等及び産業廃棄物対策室の所管に属するものを除く)

第九條第三項産業廃棄物対策総室の部循環型社会推進室の項中第十一号を第十二号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一 広島県生活環境の保全等に関する条例に関するし(資源の循環的な利用、廃棄物の減量化の促進並びに環境教育及び環境学習の推進に係るものに限り)

第九條第三項産業廃棄物対策総室の部産業廃棄物対策室の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 広島県生活環境の保全等に関する条例に関するし(廃棄物の適正処理の推進に係るものに限り)

第二十六條第一項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第二項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第三項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第四項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第五項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第六項厚生環境局の部環境管理課の項第七号及び同条第七項厚生環境局の部環境管理課の項第七号中「広島県公害防止条例」を「広島県生活環境の保全等に関する条例」に改める。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

5 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和二十九年広島規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第二十九号を次のように改める。

二十九 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第二十五号)に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (1) 第八條第一項、第九條第一項、第十條第一項、第十二條(第三十二條第一項において準用する場合を含む)、第十四條第二項(第三十二條第一項において準用する場合を含む)、第十九條第一項及び第二項、第二十条第一項、第二十五條、第三十六條、第三十七條、第三十條並びに第三十二條第三項の規定による届出の受理
- (2) 第十一條及び第二十八條の規定による計画の変更及び廃止の命令
- (3) 第十二條第二項及び第二十九條第一項の規定による実施の制限期間の短縮
- (4) 第十六條及び第三十三條の規定による施設の改築命令及び使用の一時停止命令
- (5) 第二十一條の規定による基準適合命令及び施設の使用の一時停止命令
- (6) 第六十一條第一項の規定による違反行為の停止その他必要な措置の勧告
- (7) 第六十一條第二項の規定による違反行為の停止その他必要な措置の命令
- (8) 第八十條第一項の規定による登録の申請の受付
- (9) 第八十一條の規定による変更の届出の受付
- (10) 第百三條の規定による勧告(以上の地域事務所所管区域にわたる広域的な民地から処理する必要がある公害事業に係るものを除く)
- (11) 第百四條第一項の規定による報告の徴収、及び立入検査

一 第三十六條 第三十七條 第七十一條 第七十二條 第七十五條 第八十四條から第八十六條まで 第八十八條及び第九十一條から第九十四條まで並びに附則第七項の規定 平成十六年四月一日

一 第四十條から第四十三條まで 第七十三條 第七十四條 第七十七條 第八十條及び第八十一條並びに次項及び附則第八項の規定 平成十六年十月一日

(経過措置)

2 この条例第四十條から第四十三條までの規定は、平成十六年九月二十日までに都市計画法第十九條第一項若しくは第二項の規定による許可の申請又は宅地造成等規制法第八條第一項の規定による許可の申請がなされた行為については、適用しない。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の広島県公書防止条例(以下「旧条例」といふ)の規定によりなされた命令その他の処分又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定によりなされている届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部改正)

5 職員の特殊勤務手当てに関する条例(昭和十六年広島県条例第一十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「広島県公書防止条例(昭和四十六年広島県条例第四十六号)」を「広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)」に改める。

(広島県の事務を市町村が処理する特例を定める条例の一部改正)

6 広島県の事務を市町村が処理する特例を定める条例(平成十一年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一條の表中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>三十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号 以下この号において「条例」といふ)に基づいて事務のうち次に掲げるもの及び条例の施行のための規則に基づいて事務を次に掲げるものに係るもの</p>	<p>市町村(一)から(四)まで並びに(四)及び(五)に掲げるものについて</p>
--	---

- (1) 条例第八条第一項、条例第九条第一項、条例第十条第一項、条例第十三条(条例第二十二條第一項において準用する場合を含む)、条例第十四条第三項(条例第二十三條第一項において準用する場合を含む)、条例第十九条第一項及び第三項並びに条例第二十條第一項の規定による届出の受付
- (2) 条例第十一条の規定による計画の変更又は廃止の命令
- (3) 条例第十二条第二項の規定による実施の制限の期間の短縮
- (4) 条例第十六条第一項の規定による改善又は一時停止の命令
- (5) 条例第二十二條の規定による基準適合又は一時停止の命令
- (6) 条例第二十五条から第二十七條まで、条例第三十条及び条例第三十一条第三項の規定による届出の受付
- (7) 条例第二十八條の規定による計画の変更又は廃止の命令
- (8) 条例第二十九條第二項の規定による実施の制限の期間の短縮
- (9) 条例第三十三條第一項の規定による改善又は一時停止の命令
- (10) 条例第四十五条第一項、条例第四十六条第一項、条例第四十七条第一項、条例第四十九条及び条例第五十条第三項の規定による届出の受付
- (11) 条例第四十八條の規定による計画の変更の勧告
- (12) 条例第五十一条第一項の規定による改善又は変更の勧告
- (13) 条例第五十一条第二項の規定による改善又は変更の命令
- (14) 条例第六十一条第一項の規定による違反行為の停止その他の措置の勧告
- (15) 条例第六十一条第二項の規定による違反行為の停止その他の措置の命令
- (16) 条例第六十二条第一項、条例第六十四条第一項、条例第六十五条第一項、条例第六十七条及び条例第六十八條第三項の規定による届出の受付
- (17) 条例第六十六條の規定による計画の変更の勧告
- (18) 条例第六十九條第一項の規定による変更又は改善の勧告
- (19) 条例第六十九條第二項の規定による変更又は改善の命令

は広島市、呉市及び福山市(呉市にあつては(1)から(5)まで及び(7)に掲げるものについては工場に係るものを除く)に限るものとし、(10)から(15)まで及び(17)に掲げるものについては条例第六條第一項の規定により指定された地域を有する市町村に限る。)

- (20) 条例第九十条第一項の規定による違反行為の停止その他の措置の勧告
- (21) 条例第九十条第二項の規定による違反行為の停止その他の措置の命令
- (22) 条例第百三条の規定による勧告（二以上の市町村の区域にわたる広域的な見地から処理する必要がある公害事案及び被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれがあり、かつ、社会的影響が著しい公害事案に係るものを除く。）
- (23) 条例第百四条第一項の規定による報告の要求又は立入検査のうち、次に掲げるもの
 - 一 (1)に規定する受付、(2) (4)及び(5)に規定する命令並びに(3)に規定する期間の短縮に係るもの
 - 二 (6)に規定する受付、(7)及び(9)に規定する命令並びに(8)に規定する期間の短縮に係るもの
 - 三 (10)に規定する受付、(11) (12)及び(14)に規定する勧告並びに(13)及び(15)に規定する命令に係るもの
 - 四 (16)に規定する受付、(17) (18)及び(20)に規定する勧告並びに(19)及び(21)に規定する命令に係るもの

第二条の表の第三十七号中「広島県公害防止条例第六十条及び第六十一条」を「広島県生活環境の保全等に関する条例第五十六条及び第五十七条」に改める。

(広島県の事務を市町村が処理する特例を定める条例の一部改正)

7 広島県の事務を市町村が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三十三号(23)中「(10)」を「(11)」に「(11) (12)及び(14)」を「(12) (13)及び(15)」に「(13)及び(15)」を「(14)及び(16)」に改め、同(23)中「(16)」を「(17)」に「(17) (18)及び(20)」を「(18) (19)及び(24)」に「(19)及び(21)」を「(20)及び(26)」に改め、同(23)を(22)とし(22)を(21)とし(21)の前に次のように加える。

- (27) 条例第九十一条第一項の規定による報告の受付
- (28) 条例第九十二条第一項の規定による報告の受付
- (29) 条例第九十三条第一項の規定による報告の受付
- (30) 条例第九十四条の規定による勧告

第二条の表第三十三号中(21)を(26)とし、(20)を(25)とし、(25)の前に次のように加える。

- (21) 条例第八十五条第一項の規定による計画書の受付
- (22) 条例第八十五条第二項の規定による報告書の受付
- (23) 条例第八十五条第三項の規定による公表
- (24) 条例第八十八条の規定による勧告

第二條の表第三十三号中(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 条例第三十七條の規定による違反行為の停止の勧告

第一條の表第三十三号中「(1)から(9)まで並びに(21)及び(22)」を「(1)から(10)まで(21)から(24)まで(27)及び(30)並びに(31)及び(32)」に「及び(31)」を「(27)及び(31)」に「工場に係るもの」を「工場に係るもの並びに(30)については(31)に係るもの」に「(10)から(10)まで及び(21)」を「(1)から(10)まで及び(21)」に「市町村に限る」を「市町村に限るものとし(29)に掲げるものについては(31)及び(32)に限る」に改め、同表の第三十七号中「(9)」を「(9) (10)」に「(9)並びに(10)」を「(9)並びに(10)」に改める

(11) 農産物の事務を市町村が処理する特例を定める条例の一部改正

8 農産物の事務を市町村が処理する特例を定める条例(平成十一年農産物条例第三十四号)の一部を次のように改正する

第一條の表第三十三号中「(1)」を「(17)」に「(12) (13)及び(14)」を「(10) (19)及び(21)に「(14)及び(16)」を「(20)及び(21)」に改め、同表第三十三号中「(17)」を「(23)」に「(18) (19)及び(24) (25)及び(31)」に「(20)及び(26)」を「(20)及び(32)」に改め、同表第三十三号中「(31)」を「(7) (30)を(30)とし(29)を(30)とし(28)を(30)とし(27)を(30)とし(26)を(30)とし(25)を(30)とし(24)を(30)とし(23)を(30)とし(22)を(30)とし(21)を(30)とし(20)を(30)とし(19)を(30)とし(18)を(30)とし(17)を(30)とし(16)を(30)とし(15)を(30)とし(14)を(30)とし(13)を(30)とし(12)を(30)とし(11)を(30)とし(10)の次に次のように加える

- (11) 条例第四十條第一項の規定による報告の交付
- (12) 条例第四十條第二項の規定による届出の交付
- (13) 条例第四十條第三項の規定による計画書の交付
- (14) 条例第四十一條第一項及び第二項の規定による勧告
- (15) 条例第四十條第一項の規定による公表
- (16) 条例第四十條第三項の規定による証明の機を交付

第一條の表の第三十三号中「(21)から(24)まで(27) (28)及び(30)並びに(31)」を「(21)から(30)まで(33) (34)及び(36)並びに(38)」に「(27)及び(31)」を「(33)及び(38)」に「(30)については(32)」を「(36)については(38)」に「(1)から(10)まで及び(21)」を「(1)から(10)まで及び(21)」に「(29)に掲げる」を「(35)に掲げる」に改め、同表の第三十七号中「(10)」を「(22)」に「(20)並びに(26)」を「(20)並びに(32)」に改める

(12) 農産物の事務を市町村が処理する特例を定める条例の一部改正

9 農産物の事務を市町村が処理する特例を定める条例(昭和二十八年農産物条例第十号)の一部を次のように改正する

第一條の表第三十三号中「農産物の事務を市町村が処理する特例を定める条例(昭和二十八年農産物条例第十号)」を「農産物の事務を市町村が処理する特例を定める条例(昭和二十八年農産物条例第十号)」に改める

(13) 農産物の事務を市町村が処理する特例を定める条例の一部改正

10 農産物の事務を市町村が処理する特例を定める条例(昭和二十七年農産物条例第十号)の一部を次のように改正する

農林省令第五十号)の一部を次のように改正する

第 五 条 第 一 項 中「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」に改める

(半農半漁対策実施地域における農産物の課税に関する条例の一部改正)

11 半農半漁対策実施地域における農産物の課税に関する条例(昭和六十一年農林省令第二号)の一部を次のように改正する

第 五 条 第 一 項 中「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」に改める

(離農半漁法に規定する離農半漁対策実施地域における農産物の課税に関する条例の一部改正)

12 離農半漁法に規定する離農半漁対策実施地域における農産物の課税に関する条例(平成十五年農林省令第十九号)の一部を次のように改正する

第 五 条 第 二 項 中「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」に改める

(過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における農産物の課税に関する条例の一部改正)

13 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における農産物の課税に関する条例(平成十七年農林省令第二十二号)の一部を次のように改正する

第 五 条 第 二 項 中「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」を「農林省令第五十号」に改める